

三朝町温泉配湯条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

三朝町長

三朝町規則第13号

三朝町温泉配湯条例施行規則の一部を改正する規則

三朝町温泉配湯条例施行規則(平成24年三朝町規則第11号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
<p>(老人福祉施設) 第2条 略</p> <p><u>(条例第5条第7号の規則で定める要件)</u> <u>第2条の2 条例第5条第7号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 主に法人の従業員及びその家族の福利厚生に資する施設であること。</u></p> <p><u>(2) 客室の延床面積が、35平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(3) 当該施設に常駐する管理人又はこれと同様の管理を行うことができる者が施設の管理を行うこと。</u></p>	<p>(老人福祉施設) 第2条 略</p>

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。